

答 申 第 2 1 0 号  
平成17年12月21日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成17年3月17日付け市第1458号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年1月25日付けで提起された平成17年1月18日付け市第1181号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月18日付け市第1181号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が平成16年2月25日までに安房郡鋸南町の介護保険の通所介護事業者としての介護報酬の不正受給を承知しているのに、関係部署が何もしていないことはありえず、取得または作成した文書が不存在的なことはない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、「実施機関が平成16年2月25日までに安房郡鋸南町の介護保険の通所介護事業者としての介護報酬の不正受給を承知しているのに、関係部署が何もしていないことはありえず、取得または作成した文書が不存在的なことはない。」と主張している。

しかしながら、総務部市町村課は、介護保険法を所管していないことから、介護保険の通所介護事業者としての市町村が介護報酬を不正受給しているか否かについて判断する立場にない。

(2) また、平成16年12月21日付け知第24号も、県として、通所介護事業者の鋸南町の違法行為の存在を認めた文書ではないと認識している。

(3) さらに、県のいずれかの所属が、通所介護事業者の鋸南町の違法行為の存在を認めたという事実について、現時点で総務部市町村課としては承知していない。

(4) 以上のことから、総務部市町村課は、安房郡鋸南町の介護報酬の不正

受給について承知しているという事実はなく、したがってこれに係る行政文書を保有することはあり得ないものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件請求について

本件異議申立てに係る行政文書開示請求は、平成16年12月22日付けで「通所介護事業者の鋸南町の違法行為について、H16.12.21付け知第24号で対象文書がありながら、関係部署が放置してよい根拠についてわかる書類（市分）」（以下「本件請求」という。）についてなされたものである。

これに対し、実施機関は、総務部市町村課が保有する行政文書を対象とした請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書の有無を調査したが、該当する行政文書は保有していないとして、本件決定を行ったものである。

##### (2) 平成16年12月21日付け知第24号の行政文書について

異議申立人は、本件請求において「H16.12.21付け知第24号で対象文書がありながら」と主張するので、同日付け知第24号を確認したところ、同文書は、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町の介護報酬の不正受給に関する書類」についての行政文書開示請求に対し、県民から「あきこホットライン」に寄せられた文書を総合企画部知事室から関係課に送付した際の「あきこホットライン（FAX）について（送付）」の決裁文書を特定し、部分開示決定したものであった。

なお、「あきこホットライン」は、実施機関が、知事執務室に専用のメールアドレス及び専用のファックスを設け、県民等からの意見を聞くものである。

##### (3) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないとしているので、以下検討する。

ア 総務部市町村課は、介護保険法を所管しておらず、介護保険の通所介護事業者としての市町村が介護報酬を不正受給しているか否かについて判断する立場になく、また、平成16年12月21日付け知第24号は、通所介護事業者の鋸南町の違法行為を裏付けるものではないので、鋸南町の違法行為について承知しておらず、したがってこれに係る行政文書を保有していない旨説明する。

イ これに対し、異議申立人は、通所介護事業者の鋸南町の違法行為につ

いて、客観的事実に基づく具体的な主張をしておらず、また、実施機関の説明を覆す事情もないことから、異議申立人の主張は、もっぱら異議申立人の主観に存するものと言わざるを得ない。

ウ 実施機関は、前記アのとおり総務部市町村課が介護保険法を所管せず通所介護事業者の鋸南町の違法行為の事実は承知しておらず、また、同課が保有する行政文書を調査したうえで、同課は本件請求に係る行政文書を保有していないと説明し、その他存在をうかがわせる事情も認められないことから、これを是認するほかなく、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 17	諮問書の受理
17. 3. 30	実施機関の理由説明書の受理
17. 9. 26	審議
17. 10. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成17年10月27日現在)